

お宝いっぱい町・越谷

建築家 大沢 匠

町の魅力とは

- 歴史のある物の魅力 時代を表現する建物や文化財
- 歴史を継承する行事の魅力 祭り、行事、イベント
- 町並みとしての魅力 潤いのある場所や風景（水、緑、ゆとり）
- 住む人々の魅力 生きている町、来訪者に優しい町、美味しい町

越谷の財産は

- 日光街道の宿場町としての「歴史的町並み」が感じられること
- 街道に面する商店建築にいわゆる「町屋作り」が多く残っていること
- 「町屋作り」の商店には現在でも営業しているところがあること
- 街道から入る小道を歩くと門、塀、庭などが美しい建物があること
- 町の歴史財産を残したいと思う人々の輪があること

財産を守る為には

- 法制度の活用（詳細は3、4ページ参照）

景観法

歴史的風致の維持及び向上に関する法律（「歴史まちづくり法」）

重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）（「文化財保護法」）

登録有形文化財制度（「文化財保護法」）

- 輪を広げる活動への参加

日光街道宿場間交流（草加、幸手、栗橋など）

財産を活かす為には

- 重点的建物を中心に点から線へという意識をもって町の財産を広げ、つなげる。
- 元の用途にこだわらない活用が新たな町の魅力になることがある。
- 新たな建物は町の財産に敬意を払うとともに町の景観向上に積極的に寄与する。
- 過去に失った町の財産（建物、河川、緑地など）を復活する。
- ワークショップなど市民参加の行事によって町の財産意識を高める。

町屋作りの用語集（制作・大沢 匠 2011/6/26）

町屋（まちや）	商家とも言い商人の店舗併用の住宅。密集する家屋形体、防火対策としての塗籠や蔵造り、卯達、虫籠窓、格子、潜り戸付大戸、揚戸などが特徴で明治期に完成した。
卯達（うだつ）	隣家との間の壁を立ち上げて小屋根を載せた延焼防止構造物。
塗籠（ぬりごめ）	木部を土壁で塗りこめる構造
蔵造り（くらづくり）	木部を塗籠で仕上げ、開口部に防火戸（扉）を取り付けて耐火構造とした商家の造り
虫籠窓（むしこまど）	商家の正面二階窓の縦格子を土壁で塗りこめた窓
揚戸（あげと）	商家の正面を夜間に閉じるための板戸で上部に揚がるのでこう呼ばれる
持送り（もちおくり）	壁面や柱を外へ出すために下から支える部材。装飾を施すものがある。
出し桁（だしげた）	軒先を深く出すために桁（屋根を受ける水平の梁）を壁面から持ち出す工法。外に張り出した梁を下から持送りで支えるのが一般的。
平入り、妻入り （ひらいり、つまいり）	道に向かって屋根が水平な商家を平入り、正面に妻屋根を見せる商家を妻入りと言う。
通り土間（とおりとま）	商家の正面から奥に細長く続く土間。土間の片側に座敷が並ぶ形式
坪庭（つぼにわ）	町屋で座敷と座敷の間にある小さな中庭。通風採光および美的目的。
旅籠（はたご）	宿場にある宿泊所。食事と布団を用意している。
本陣（ほんじん）	特に公家や幕府役人が宿泊する旅籠が本陣
店蔵（みせぐら）	商家の商品を主に仕舞う蔵
文庫蔵（ぶんこぐら）	商家の帳簿など重要書類を仕舞う蔵
戸前（とまえ）	土蔵の土扉。防火の為に段（かけご）が付くのが普通
裏白戸（うらじろと）	戸前の内側の引戸。外側を土壁にして漆喰を塗るのでこの名称がある
ササラ戸（ささらど）	裏白戸の内側の引戸。通風の為に格子が入るのが普通
鉢巻（はちまき）	土蔵の壁の上部をぐるっと周る斜めの壁。鉢巻のようなのでこの名称。
折釘（おれくぎ）	土蔵の壁に付く大きな釘。元の機能は忘れられて飾りになっている。
下見板（したみいた）	板を下から少しずつ重ねて張る方法。和風、洋風にも使われる。縦に細い棒で押さえるのは押縁下見板。その押縁が板に合わせてギザギザしているのをササラ子下見板張りという。
羽目板（はめいた）	板を縦に張る方法。合わせ目に細い板（目板）を張るのは目板張り

景観法（けいかんほう、平成16年6月18日法律第110号）

景観に関わる日本の法律。景観法と同時に公布された景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律と合わせて景観緑三法と呼ばれる。

「景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）」

景観法により定義される景観行政を司る行政機構。2010年（平成22年）4月時点では、449の地方公共団体が景観行政団体となっている。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。埼玉県では草加市が平成20年に県内12の景観行政団体の一になる



色彩の統一：草加推薦色の設定

草加町並保存会による松並木の復活運動

「町並み景観賞」によるすぐれた事例の発掘

「美しいまちなみづくり補助金交付制度」（塀の改良に対する補助金）

歴史・文化・伝統の景観ゾーン（草加宿地区）

歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）（平成20年施行）

我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した維持向上のための計画を国が認定することでされたに基づく法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するもの。主務大臣は文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。現在26の市町村が認定されてる。埼玉県では川越市、茨城県では桜川市、水戸市、神奈川県では小田原市、東京都は無い。

「歴史的風致維持向上支援法人」

社団法人、NPO法人が登録可能。事業の実施、施設の整備運営などが行える

「歴史的風致維持向上地区計画」（法31）

用途地域に関わらず歴史的風致にふさわしい店舗（伝統的な物品、食品、料理店など）の建築が可能

「歴史的風致形成建造物」（法12）

指定されると管理の義務、増改築に届けが必要になるが様々な技術的、財政的支援が受けられる。

桜川市歴史的風致維持向上計画



桜川市
平成21年2月

重要伝統的建造物群保存地区（でんけんちく）

市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち日本の文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定したものを指す。略称は「重伝建地区（じゅうでんけんちく）」文化財保護法で言う「伝統的建造物群」とは、城下町・宿場町・門前町・寺内町・港町・農村・漁村などの周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群を指す。この制度は、文化財としての建造物を「点」（単体）ではなく「面」（群）で保存しようとするもので、保存地区内では社寺・民家・蔵などの建築物はむろん、門・土塀・石垣・水路・墓などの「工作物」、庭園・生垣・樹木などの「環境物件」を特定し保存措置を図ることとされている。市町村は都市計画の地域地区または条例により「伝統的建造物群保存地区」を定め、文部科学大臣は市町村の申し出に基づき重要伝統的建造物群保存地区の選定を行うこととされている。2011年（平成23年）6月現在、日本全国で91地区が選定されている。地区内の建物の修復や再生に国庫補助が出る。



埼玉県川越市



千葉県佐原市

登録有形文化財（とうろくゆうけいぶんかざい）

1996年の文化財保護法改正により創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された有形文化財のことである。主務大臣は文化庁。登録対象は当初は建造物に限られていたが、2004年の文化財保護法改正により建造物以外の有形文化財も登録対象となっている。すなわち門や塀、煙突、橋、トンネルなども対象としている。登録された建築物については固定資産税、相続税の減免などの措置があるが修復費用などの国費支援は無い。法の主旨は活用しながら保存するというやわらかな制度であるので外観の保存が義務付けられるが内部をどのように使い、また改変しても構わない。登録条件は建物が50年以上経過していて、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易で無いものという3条件のどれかを満たすものとしているが例えば地域で愛称で呼ばれている建物、著名な人物が建てたもの、著名な建築家や施工者が建てたもの、デザインが優れているものなどもこれに入る。登録は国や自治体の調査、学術論文・報告などを基に所有者の同意により申請されるが、所有者自らの申し出によることも可能である。現在全国で8000件弱が登録されている。



登録有形文化財 幸手市岸本家住宅